

確定申告は期限内に

申告書の提出と納付の期限

◆所得税

2月16日(火)～3月15日(火)

◆贈与税

2月1日(月)～3月15日(火)

(所得税及び復興特別所得税と贈与税の口座振替日は、4月20日(水)です)

◆消費税(個人事業者)

1月4日(月)～3月31日(木)

(消費税の口座振替日は、4月25日(月)です)

●国税庁のホームページ

<http://www.nta.go.jp>

申告書の作成等ができます。

●e-Tax(国税電子申告・納税システム)

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

申告書の作成・相談、提出(特設会場)

東金税務署では、2月16日(火)から3月15日(火)まで、東金商工会館で申告書の作成・相談、提出を受け付けます。

受付

午前8時30分～午後4時

※提出は午後5時まで

相談

午前9時～午後5時



【注意】

お車でお越しの際は、東金駅東口にある「タイムズ東金駅前第2駐車場」を無料で利用できます。台数に限りがあるため、なるべく公共交通機関をご利用ください。

- ## 対象
- ① 小規模納税者の所得税・消費税
 - ② 年金受給者・給与所得者の所得税

※土地、建物、株式等の譲渡所得は除きます。

※申告書の提出のみの方は、直接税務署へ持参、または郵送で提出してください。

【注意】

混雑の状況により、長時間お待ちいただく場合や受付を早めに締め切らせていただく場合があります。

相談会場には、申告書をご自身で作成できるように筆記用具・電卓・前年の確定申告書の「控」・印かん・勤務先または日本年金機構等から交付された源泉徴収票の原本等を持参してください。

町民税・所得税の申告相談・提出会場

2月16日(火)から3月15日(火)までの土・日曜日を除く毎日、文化会館に申告の相談会場を開設します。

町で受けられない申告相談

次に該当する申告相談は、町では受けられませんので税務署へご相談ください。

- ・青色申告
- ・土地・建物及び株式等の譲渡所得が含まれる確定申告
- ・雑損控除
- ・消費税
- ・贈与税
- ・相続税

※提出のみの方は、税務課と文化会館で受付します。※町民サービスセンターでは、提出等の受付はできません。

確定申告の無料相談会(税理士会)

とき 2月1日(月)

午前9時30分～正午

午後1時～4時

ところ 役場 第1会議室

◆問い合わせ

東金税務署

☎0475(52)3121

※自動音声でご案内しており、担当者がご用件にお答えします。

◆問い合わせ

税務課課税班

☎(84)1212